

# GAP 普及ニュース



## 一般社団法人『日本生産者 GAP 協会』の執行体制整う

本年2月5日に設立されました一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、去る4月22日の協会主催 GAP 導入シンポジウムの開催期間を利用して第1回の理事会及び総会を開催しました。これにより2名の新しい理事が加わり、事業の執行体制が整いました。

《執行体制メンバー》を紹介します。宜しくお願ひします。

理事長	田上 隆一	農業情報学会副会長 (株)AGIC 社長 (GAP 指導の第一人者)
常務理事	片山 寿伸	片山りんご(株) (EUREPGAP の日本の第1号認証農場)
常務理事	二宮 正士	東京大学教授・生態調和農学機構 (農業情報・生態農業)
常務理事	石谷 孝佑	元農水省農業研究センター研究部長 (総合研究・作物生理)
理事	佐々木茂明	和歌山県農業大学校校長 (農業普及・教育)
理事	松田 友義	千葉大学大学院教授 (食品流通・安全等の認証)
理事	小池 英彦	長野県農政部農業技術課専門技術員 (作物保護)
理事	山田 正美	元福井県農林水産部農林技幹 (農業経営・技術行政)
監事	森 剛一	森会計事務所 (元全中・農業経営コンサルタント)
監事	永木 正和	筑波大学名誉教授 (農業経済・地域農業)
顧問	後藤 孝典	虎ノ門国際法律事務所 (青森グリーントラスト協会理事長)

《設立の趣旨》は自然環境と調和した持続的な日本農業の振興です。

日本農業は、戦後復興の中で農家の所得向上と農産物の量的確保を目指して大きく発展してきました。戦後の農業は、基盤整備や機械化、化学肥料と農薬の多投などに支えられ、1960年代に食糧が量的に確保されると、美味しさや見栄えなどの質の向上に向かいました。1980年代以降は健康志向や食の安全志向が強くなり、減農薬栽培や持続的農業が試行され、1990年代には有機農業が注目されるようになりました。

一方、1990年代に入り輸入青果物が増え、米価が下がり、多くの農家が経営に行き詰まり、担い手不足や耕作放棄などが表面化してきました。また、これまでの大規模農家の育成に重点をおいた農政により農村社会そのものが崩壊しつつあり、地域環境の豊かさや国民の財産である農業の多面的機能が失われつつあります。

かつてヨーロッパも大気汚染や農薬・肥料の多投等による大規模な環境破壊を経験し、1970年頃より環境保全型農業、持続的農業への諸政策が始まりました。その中心の農産物の価格支持政策は生産過剰と財政負担という問題に直面し、1990年代初めのEU共通農業政策の見直しにより、価格支持政策から環境保全への直接支払いに大きく方向転換しました。

現在の EU 共通農業政策では、GAP は「農業者が守るべき最低限のマナー」として生産者の義務になっており、その上の「環境や景観に対する便益」や条件不利地域への直接支払いにより農業者への所得補償を行っています。



欧州の農業政策とその適正農業規範（GAP 規範）や主な小売業者が「許容できる最低規準」として定めた GLOBALGAP 規準等に学び、GAP（適正農業管理）の

正しい理解に努めれば、GAP が適切な農業生産の在り方の基本的考え方を示すものであることが判ります。GAP は法令や科学に基づくものであり、農業の健全性を示す指標です。GAP 規範とそれに基づく GAP は、期待される農業の考え方と実践そのものであり、究極的には「人間活動と自然環境との調和」という人類の永遠の課題への農業における約束事です。GAP のこのような考え方は、日本農業の在り方、環境政策と農業政策の在り方などに大きな指針を与えるものです。

欧州の GAP への取組みに学びつつ、欧州と異なる水稻を中心とする日本農業に相応しい農業モデルを日本版「GAP 規範」で規定し、この GAP 規範の実現レベルを評価する GAP 規準を作成することが非常に重要です。そのために専門的で透明性の高い組織として、一般社団法人 GAP 普及協会を設立し、全国的な GAP 普及を目指します。

#### 《協会の定款》

以下のような協会の目的及び事業に従って GAP 普及を進めます。是非ご参加下さい。

当法人は、人類の永遠の課題である「人間活動と自然環境との調和」を目指す農林水産業を構築するために、農業における基本的な約束事である適正農業規範（以下、GAP 規範という）及びこれに基づく適正農業規準（以下、GAP 規準という）を策定する活動を行うとともに、農業現場で行われる適正農業管理（以下、GAP という）のあり方とその実践に係る学術的活動及び GAP の普及・啓発活動を行うことを目的とし、この目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 日本版 GAP 規範の策定
- (2) 日本版 GAP 規範による GAP 規準の策定
- (3) 日本農業に適した GAP 規準の認証事業
- (4) 日本農業に適した GAP の教育・指導事業
- (5) GAP シンポジウム・セミナー等の主催
- (6) GAP に関する国際交流の推進事業
- (7) その他、当法人の目的を達成する必要な事業



《会員の種類》には4種類あります。

ご支援・ご協力を宜しく願います。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人・団体
- (2) 利用会員 当法人の事業の利用を目的に入会した個人・団体（ただ今募集中です）
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した団体（ただ今募集中です）
- (4) 名誉会員 当法人に特に功労があったと総会で認めた個人

## 『GAP 導入シンポジウム』は大成功

主催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会、農業情報学会  
第 22 回農業情報ネットワーク全国大会

去る 4 月 22 日（木）～ 23 日（金）の両日、東京大学弥生講堂で開催された『GAP 導入シンポジウム』は、初日 208 名、延べ 380 名の参加者があり、熱心に GAP を学ぶ人達で会場はあふれ、（社）日本生産者 GAP 協会の初仕事として大成功を収めました。これも会員の皆様方のご支援・ご協力の賜物と感謝申し上げます。

今回のシンポジウムは「欧州の適正農業規範に学ぶ」—日本農業のあるべき姿を求めて—と題して行われたもので、理事の山田さんが日本語に翻訳し、協会の編集部が初仕事として出版しましたイングランド版「GAP 規範」をもとに、GAP の在り方・進め方などについて学びました。今回のシンポジウムの概要を以下に報告します。

### 《二宮正士さんの話》

主催者を代表して挨拶に立った二宮正士さんは、今年の 4 月に発足した東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の教授でもあり、「自然環境と調和した持続的な農業」の研究をされています。挨拶に続いて、「20 世紀農業の功罪と現在の状況」について解説をされました。現代農業は、高い生産性を達成する一方、高環境負荷・エネルギー多消費型になり、食品の安全問題などを抱えており、それでも高い生産性が求められ続けています。その中で、「21 世紀農業は、最大化から最適化へのシフト」が求められているとし、「生態調和農学の方向性は、GAP 本来の考え方と極めて相性が良いように思う」と話されました。



### 《山田正美さんの話》

シンポジウムのメインテーマである「イングランドの農業環境保護のための GAP 規範」について、同書の翻訳者である山田正美さん（元福井県農林水産部技幹）は、イングランドの GAP 規範を翻訳した理由と、GAP 規範の内容について以下のように詳細に説明されました。

日本では現在、農林水産省の示した「基礎 GAP」をはじめ、多くの産地で GAP（適正農業管理）の導入が進んでいますが、行政も民間企業も、それぞれの立場でそれぞれの GAP 規準（チェックリスト）を使用しています。これらの GAP 規準には、その基本になる考え方、つまり必要な法律・規則などに基づいた農場管理や、環境を維持し農業を持続するために必要な科学的根拠に基づいた農業のあり方を示す「GAP 規範」といわれるものが重要です。

しかし、日本にはこの GAP 規範に相当するものはなく、GAP 規準とそれによる審査・認証が先行して普及されている状況です。これは、日本に GAP の考え方が導入されたとき、GAP を適正農業規範と翻訳したために、「GAP 規準のことを GAP 規範と混同したのではないか」との指摘がありました。

山田さんは、日本においても環境に配慮した持続的農業が必要であり、それを実現する

ためには、国の財政面における強力な支援というインセンティブが必要であり、同時に日本農業の実態に合った「日本版 GAP 規範」の策定が必要と考え、早くから GAP 規範を作成して効果を上げているイングランドの GAP 規範を翻訳したそうです。

今回の講演の中には、欧州と日本の GAP を巡る諸条件を対比しながらその違いと背景などについて説明がありました。イングランド版 GAP 規範には「スチュアードシップ」という考え方が背景にあり、これは欧州のキリスト教に根ざした「神の創造した環境を我々が守る責任がある」という考え方です。アジア人の「人の活動も自然と一体になるべきである」というような考え方とは全く異なることなどの説明がありました。

### 《西尾道德さんの話》

「欧米の農業環境政策から見た日本農業の進むべき方向」と題した西尾道德さん（元筑波大学教授）の講演では、第二次大戦後に始まった EU の共通農業政策による化学肥料、化学農薬、購入飼料、大型機械を使った農業の集約化によって、伝統的な農村の景観が破壊され、農業環境の汚染が深刻になったことから、EU は 90 年代初頭から農業環境政策に舵を切った事情などについて以下のような報告がありました。

アメリカの農業環境政策が、環境的に脆弱な土地から農業を撤退させて自然環境を回復させることを重要視しているのに対して、EU では GAP 規範を作成して環境に良い農業の実施を義務付け、ペナルティ付きの汚染者負担原則により、環境にプラスになる農業実践（GAP 以上）を政策的に目指しているという大きな違いがあります。EU の GAP 規範のさきがけは 1991 年の硝酸指令です。加盟各国は国内の全水域の硝酸濃度をモニタリングして汚染度を確認し、該当水系の集水域の全ての土地を硝酸脆弱地帯とする厳しい硝酸指令の枠組による GAP 規範の遵守を義務付けています。欧州委員会は加盟各国の適法性を監視しており、2000 年以降は EU の域内全体で完全に実施されています。

一方、日本や韓国は、農業による地下水等の水質汚染が進んでおり、茨城県では硝酸態窒素の摂取が原因となるブルーベビーの発生も確認されています。日本でも農業環境政策に取り組まれています。欧米では集約農業によって環境が汚染されたことを政府が情報公開し、市民がその現状を良く承知しているのに対して、日本では環境汚染の情報が公開されていません。そのために環境汚染を削減するための具体的な数値目標がなく、抽象的な運動論になっていると西尾さんは指摘しています。そして、「劣化した環境下での農産物の生産は持続せず、そこでの安全で高品質な農産物の生産は難しい」と述べるとともに「具体的な GAP 規範を策定することが必要」であり、国は真っ先に「作物共通の関係法規を遵守するための科学的な農業管理規準」を作るべきだと話されました。



### 《與語靖洋さんの話》

農業環境技術研究所の有機化学物質研究で農薬を研究する専門家の與語靖洋さんには、「農薬および POPs（残留性有機汚染物質）の環境汚染とその防止」について、具体的な

データに基づき、難しい問題を分かり易くご説明をいただきました。

はじめに、リスク評価についてパラケルスス（ルネッサンス期の科学者）の言葉を引用し「全ての物質は毒である。毒でないものは何もなく、量が毒と薬を区別するものである」という認識についての話がありました。

リスク管理のために知らなければならない農薬や POPs の土壌、水、大気などの環境中における挙動について判り易い解説があり、様々な曝露経路の実態と、吸着の様式や分解・消失についての論理的な説明がありました。これに続いて、食物連鎖による経路や水田の管理と汚染実態、直結する河川や湖沼での計測データに基づく日本の環境汚染の実態と問題点などが指摘されました。

最後に、農薬や POPs の環境への影響に対するリスク低減対策として、法的措置、技術対策、研究方向についての話があり、水田や畑などから系外への流出を減少させるための管理手法の具体的な対策（Good Practice）についての示唆がありました。

### 《田上隆一さんの話》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事長の田上隆一さん（㈱AGIC）は、「欧州における GAP の歴史は 20 年であるが、日本の GAP はまだ 5 年で、指導もこれから始まるころ・・・」として、GAP の真の意味を欧州の歴史に学ぶことの必要性と、日本における GAP 普及に関する問題点などを指摘しました。

日本のりんごをイギリスのスーパーに販売するために GAP 認証が初めて要求され、2003 年にイギリスの卸売会社からイングランド版の「GAP 規範」を渡された経験から、健全な日本農業のためには、日本の法令や社会習慣、気候風土と農業形態などを前提にして体系化した「日本の GAP 規範を構築しなければならない」と話しました。

日本では、「国際化するために」と称して、明治維新後も、戦後も、慌てて欧米流の社会をモデルにして法律やルールなどの様々な社会システムを作ってきました。現在も、言葉やルールなどの体系だけを急遽輸入し、それを支えている社会の常識や生活者の習慣などはほとんど無視されてきたために、実際の社会との落差が生まれていることを指摘し、GAP の導入もそれと同じように、日本の社会システムと調和するものにならないことと指摘しました。

### 《事例報告》

#### 『県が行う GAP 普及の P・D・C・A』

栃木県農政部経営技術課の植木与四郎さんからは、GAP 普及事業に係って県の行政が行う PDCA について報告がありました。GAP の実施要綱やマニュアルを作成してそれを配布しても、本当の GAP の実践にはなりません。現場での GAP 指導とその結果の確認が行われことが必要であり、農家も、農協も、行政も、それぞれの経営体として PDCA が行われなければなりません。県が主導して行った平成 20 年度と 21 年度の、農協と農家に対する GAP の外部監査の結果から、農協と農家における GAP の課題をまとめました。なお、平成 22 年度から、栃木県では GAP の普及を生産振興課から経営技術課に移管し、環境保全型農業と一体的に推進することになっています。

### 『JA と共に取り組む GAP と GAP 指導者養成』

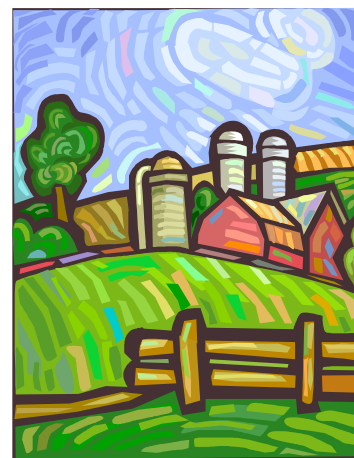
長野県農政部農業技術課の大池英樹さんからは、平成 21 年度の GAP 普及事業において重点的に取り組まれた「GAP 指導者養成研修会」と「集荷施設適正管理ガイドの策定」についての報告がありました。実際の農業現場で GAP の普及・指導に当たる専門家を育成するために、県は普及指導員を対象に、また JA グループは農協の営農指導員を対象に、GAP 普及センターによる基礎研修会と実践研修会を開催しました。平成 22 年度には、これらの指導員を中心にして、県内の主要な集出荷施設の適正管理を行うと共に、モデル産地における農業管理規則の作成と農場監査を実施する予定です。

### 『健全な農業の実践』

平成 23 年度までに全 JA の生産部会で GAP に取り組むことを目標にしている和歌山県では、これまでのチェックシートだけが先行しており、農家の記帳を回収するだけの GAP 推進方式を改め、「目標の明確化、役割の明確化、仕組みの明確化」に取り組んでいます。事務局を努める和歌山県農協連の谷口忠さんは、目標は「農業が将来に渡り、地域の産業として存続するための当然の行為＝健全な和歌山農業」とし、仕組みづくりと指導（県）、食品衛生管理と生産者指導（JA）、健全な農業の実践（組合員）、内部監査（JA）と指導（県）の役割と仕組みを決めて平成 22 年度からスタートしています。

### 『GAP 指導者の育成と普及の取組み』

神奈川県では、平成 20 年度より農協や団体を通して主要な野菜産地に GAP の実施を推進してきましたが、「GAP の指導をするためには担当者が GAP を熟知していること、組織的に取り組むためには生産管理の体系化（農場管理システム）が必要なこと、栽培技術の専門家である普及指導員が GAP の指導者となることが望ましいこと」などの理由から、GAP 普及センターによる基礎研修会と実践研修会を開催しています。神奈川県環境農政局就農参入支援課の上井憲治さんによれば、GAP の指導者としての目標は、「的確な判断で助言すること、やってはいけないことをはっきり伝えること、事務局や指導者も一緒に取り組むこと」などです。



### 『生産管理アドバイザー派遣事業の成果』

茨城県の GAP 導入のポイントは、「指導・実施・監査」です。茨城県生活環境対策課の田中仁士さんの報告によれば、具体的な普及方策として「衛生管理を中心とした初期導入、GAP 規範実施手引きを使ったステップアップ、第三者認証への取組み」の 3 段階を実践しています。そのうちの GAP 認証取得を目指す団体には、県の事業として「GAP 指導の専門家を派遣」しています。この事業は、平成 19 年度から毎年実施しており、平成 21 年度は 4 集団に派遣しました。生産者の負担はなく、これまでに県内で 105 農場が民間の GAP 認証を取得していますが、そのほとんどがアドバイザー派遣を受けた生産者です。

### 『産地で GAP に取り組む部会の農場巡回指導』

福井県農林水産部・食の安全安心課の久保長政さんによれば、GAP の実践で指導者に求められるものは「どこが悪いのかを見つけ出す、なぜ悪いのかを説明する、どうすれば良いのかを指導する」ことです。そのためには、普及指導員と JA 営農指導員を対象にした基礎研修会を開催し、その受講者が JA の生産部会で GAP 指導を実践するようにしています。JA テラル越前のネギ部会 265 名全員の GAP 実践を実現するためには、営農指導員による恒常的な指導と監査が必要になります。GAP 指導者のレベルを上げるために、指導の実践そのものを GAP 普及センターの専門家から指導を受けています。

### 『統一ブランドで GAP に取り組む JA 営農指導』

越智政友さん（ゼスプリインターナショナルジャパン）の報告によれば、愛媛県の JA 東予園芸では、ゴールドキウイの生産者 150 名が、団体で GAP 認証を取得しましたが、生産者の 45%が 71 歳以上という超高齢の部会です。6 名の JA 職員が担当農家を決めて総力を挙げて GAP 実践に取り組みました。GAP 普及センターの指導のもとで、生産者に対する GAP の指導と実践を通して GAP の指導者を養成し、また、生産部会としての GAP の管理システムも JA 職員が分担して作成し、GAP の指導と内部監査のシステムを作り上げて実践しました。ゼスプリでは、今後他の JA にもこの方式を波及させる計画です。

### 《総合討論》

農林水産省が勧める「基礎 GAP」を受身で取り組んできた反省から、自ら GAP の意味や内容について再検討し、環境保全と一体的な食品安全の問題に取り組み、その結果、持続的農業に役立つ適正な農業管理のあり方（GAP 規範）を意識するようになり、そして、GAP の普及・推進で新たな展開を始めた 7 県の事例発表がありました。そのために、シンポジウム会場から多数の質問があり、全員がこれに対応する活発な討論会となりました。その内容は非常に豊富なものですので、別の機会にまとめて紹介したいと思います。

約 200 名の参加者が、1 人も途中で帰ることなく熱心に議論に聞き入る姿から「本物の GAP に取り組みたい」という意気込みがひしひしと感じられました。

### 『読者の皆様へ』

欧州の代表的な「GAP 規範」と言われている「イングランド版適正農業規範」の日本語翻訳本は、日本生産者 GAP 協会シンポジウム事務局に余部があります。今回のシンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1,500 円）でお分けしております。



シンポジウム講演資料集「欧州の適正農業規範に学ぶ」も 1,500 円でお分けしております。事務局（☎：029-856-1201）までお申込み、お問合せ下さい。

イングランド版「適正農業規範」ー私達の水・土壌・大気の保護ー  
ー農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範ー  
山田正美 訳 発行：一般社団法人日本生産者 GAP 協会  
編集制作：GAP 普及センター 2010 年 4 月 10 日発行

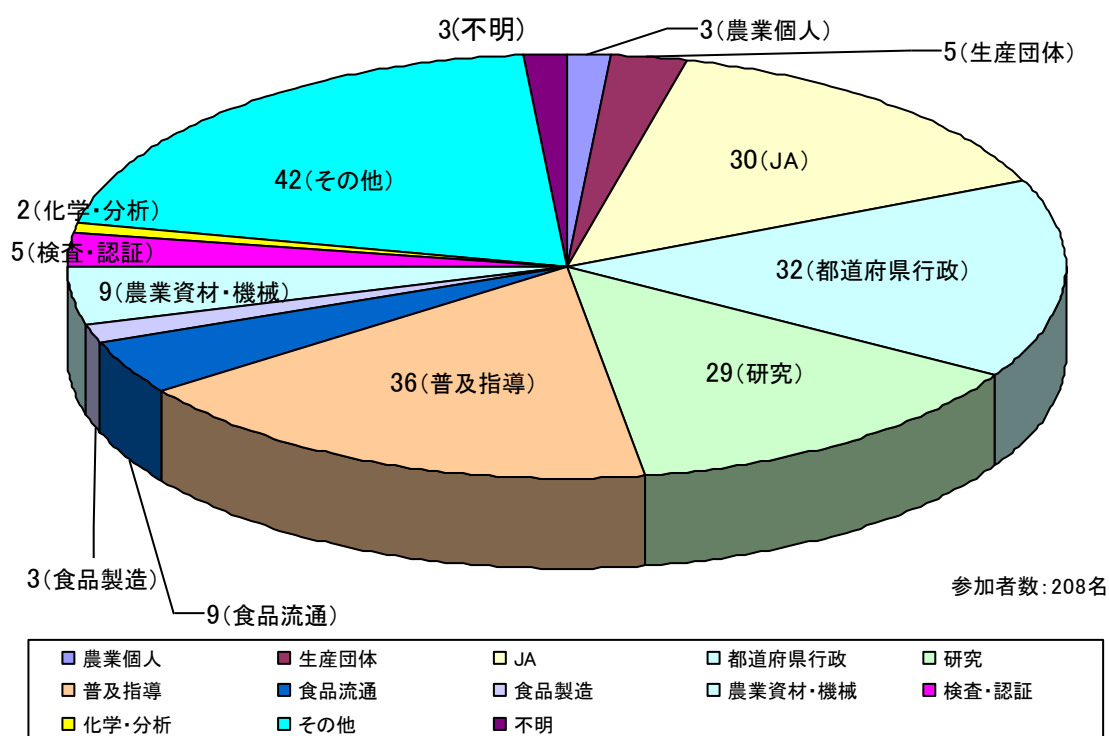
## 《GAP シンポジウムの参加者》－全国から GAP の実務者が参加－

今回のシンポジウムの参加者数は、初日が 208 名、2 日目が 172 名で、延べ 380 名の参加者がありました。

シンポジウムの参加者を所属別にグラフにしてみました。多い順に、都道府県の「普及指導」関係者が 36 名、「都道府県行政」の関係者が 32 名、「JA」の関係者が 30 名の合計で 98 名となり、全体の 47%を占めていました。これに「研究」に分類された県の試験場の 3 名と農業大学校などの県関係者 3 名を加えると 104 名となり、参加者全体のちょうど 50%が都道府県で実際に GAP の指導に関わる関係者でした。次いで多い「研究」の 29 名は、ほとんどが大学または国などの研究機関の研究者です。農業資材や食品を取り扱う企業や検査・分析の団体以外は「その他」に分類しました。農業生産者は 8 名でした。

参加者全体の都道府県別の統計では、地の利のある東京都が 60 名と圧倒的に多く、合わせて 37 の都道府県から参加がありました。北海道 5 名、沖縄県 6 名と、遠方からの参加もありました。有難うございました。

第22回 食・農・環境の農業情報ネットワーク全国大会  
GAP導入シンポジウム(2010年4月22日、23日) 受講者職種内訳



※その他には、IT関連、コンサルティング、報道、出版、学生、社団法人、独立行政法人などを含む

(シンポジウム事務局)



## 【次回 GAP シンポジウムの予告】

### 日本農業のあるべき姿『規範』を求めて

—日本版「適正農業規範」(暫定版)の概要と検討—

日本に相応しい GAP を科学的に理解し  
日本版「GAP 規範」の考え方と概要を提示し  
都道府県における適正農業規範の活用について論議する。

#### 《シンポジウムの概要》

日 時：2010年10月19日(火)～20日(水)  
場 所：東京大学弥生講堂(東京大学農学部内)  
主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会、農業情報学会  
共 催：東京大学大学院農学生命科学研究科生態調和農学機構、(株)AGIC、他  
事務局：一般社団法人日本生産者 GAP 協会教育・広報委員会  
(株)AGIC シンポジウム事務局  
参加費(資料代)：主催・共催団体会員：¥10,000  
一般：¥15,000、学生：受講無料  
対象者：農業試験研究者、農業普及関係者、大学・大学校  
農業高校、農業生産者、農業法人、農協、出荷組合  
産直団体、農林行政機関、卸売市場、卸売会社  
農産加工会社、農産物流通・小売企業、外食企業  
消費者、調査・研究、その他



#### 《プログラム》

##### 《10月19日》

基調講演 『日本農業に相応しい「適正農業規範」の考え方と概要』(仮題)  
一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事長 田上隆一  
講演 『日本における環境汚染の実態と GAP の役割』(仮題)  
講演 『日本農政の原状と農業への行政支援の在り方』(仮題)  
講演 『農業生態調和における日本版適正農業規範への期待』

##### 《10月20日》

事例報告 『地域から見た日本版 GAP 規範の読み方と活用』(仮題) 未定  
総合討論(パネラー：事例報告者) 司会：未定

(教育・広報委員会、シンポジウム事務局)

## 《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》 『連載 4 回』

### EU 硝酸指令 (676/91) と日本の GAP 規準

GAP 規範の最たるものは法令であるといっても良いでしょう。法令の中にも、違反したら罰則が与えられる法律があります。EU の「硝酸指令」により、EU の全ての農業者は、この「GAP 規範」に従って過剰な窒素分の投与を行わないという「GAP 規準」を実践しなければなりません。

EU には、「規則」や「指令」と言われるものがたくさんあります。EU 規則というものは、加盟各国が全て従わなければならない、いわば EU 共通の法律のようなものです。EU 指令は、そこで規定された枠組や要件に従って、加盟各国が自国に合った形で法律を作り、それを実施するというものです。

EU の硝酸指令では、加盟各国に「GAP 規準 A と GAP 規準 B を作れ」と言っています。GAP 規準 A の内容は EU 全体に共通する内容であり、GAP 規準 B は国内または地方（州など）に合ったものを作るということです。例えば、硝酸脆弱地域に指定されたところの農業者は、国が定める行動計画に従って、EU の全ての農業者が従う GAP 規準 A と、国が定めた硝酸脆弱地域に対する上乗せ GAP 規準 B を守ることになります。また、GAP 規準 A の中にも、EU 共通項目に各国が追加すべき項目があります。

イギリスの例では、GAP 規準 A のうち EU 共通項目としては、肥料を使用してはいけない期間を決めることや、急傾斜地における肥料の施用方法や、水が溢れている時、凍っている時、雪が積もっている時などの適切な施用方法を規定することになっています。そのほか、水辺に近い畑の場合の施肥条件やその方法、家畜糞尿が地下水を汚染しないことや、河

川に流れ出さない貯留装置の容量と建設についてなどが決められています。河川や湖沼に流出する肥料分の許容レベルについても決められています。

日本では一般に、土壌分析は肥料効率を高めるために実施するという認識ですが、EU

## EUの規則・指令による共通GAP

### EU硝酸指令(676/91)

**EUのすべての農業者は、硝酸指令に従いGAP規準(A)を策定し実践する。**

**脆弱地域に指定された地域(オーストリアは国全体を指定)の農業者は、国が定める行動計画に従って、GAP基準(A)と加盟国の上乗せGAP規準(B)を策定して遵守する。**

#### GAP規準(A)のうちEU共通項目

- ①農地への肥料の施用が不適切な期間、②急傾斜地への肥料の施用、③水飽和、冠水、凍結または積雪状態の農地への肥料の施用、④水系近傍の土地への肥料の施用条件、⑤家畜糞尿貯留装置の容量と建設(液体の表面流去や漏水による地下水や地表水の汚染防止方策含む)、⑥水系への養分ロス許容レベルに維持するための化学肥料と家畜糞尿双方の農地への施用方法、

#### GAP規準(A)のうち加盟国が追加すべき項目

- ①作物輪作システム、②1年生作物と永年作物の栽培面積比率を含む土地利用計画、③水質汚染を起こす危険のある窒素を土壌から吸収する最低植被量の(降水)維持期間、④農場ごとの肥料計画の策定と肥料使用記録の保持、⑤灌漑システムにおける表面流去水および作物根域より下への水移動による水汚染の防止など。

の GAP 規準では、地下水や河川水などに流れ出して環境汚染しないように、余分な施肥をしないために、その圃場の作物に必要な養分を計算するための土壌分析を義務付けているのです。

GAP 規準 A のうち加盟国が追加すべき項目には、作物の輪作計画や、1 年生作物と永年作物の栽培面積比率を含む土地利用計画などがあります。例えば、キャベツの産地として地域の農場が一面のキャベツ畑であり、毎年繰返しキャベツだけが作付けされている、というのでは違反になるのです。そのため輪作体系を予め提案することを求められています。それから、水質汚染を起こす危険性のある窒素を土壌から吸収するために必要な最低量の灌水期間、農場ごとの肥料計画の策定、その肥料の使用記録などが求められます。

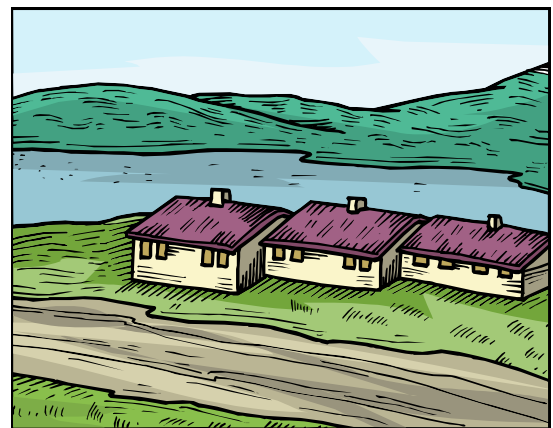
日本では、農薬の使用記録は神経質になりますが、肥料には無頓着で使用記録もあまりチェックされていないようです。堆肥などの有機肥料の使用では、その養分に関する記録はほとんどありません。しかし、日本でも農業地帯ほど地下水等の水質汚染が進んでいることが報告されています。硝酸態窒素などの肥料成分や家畜糞尿によるものが環境汚染の重大な要因なのです。

このように、EU では環境汚染を起こさないための具体的な指標や目標数値などが GAP 規準として決められていますので、過剰な灌水が制限されたり、結果として窒素過多になればクリーニングクロープを栽培したり、施肥を制限するなどの対策がとられることになるのです。

### 環境保全の最低マナーとしての GAP 規準（ドイツの例）と日本の GAP 規準

ドイツでは、硝酸指令の規制内容を国内の肥料条例や土壌保全法の中に組み込んでいます。具体例を見てみますと、厩肥からの窒素肥料散布の上限を 1 ヘクタール当たり 170kg に制限しています。

日本の現状では、家畜糞尿を使った堆肥などの生産技術の指導は行いますが、硝酸態窒素で環境汚染をしないための指導はあまり聞いたことがありません。日本における緑茶の栽培では大量の窒素成分が投与されると聞いています。お茶を美味しくするのはアミノ酸だと言われていますが、窒素を多くすればアミノ酸が増えるので、窒素肥料を使えば使うほどお茶が美味しく、なるといわれて大量の窒素肥料が投入されているのです。お茶畑は傾斜地も多いので、環境保全の観点からは大いに気になるところです。



ドイツでは、窒素の施用量だけではなく、施用する時期も制限されています。11 月 15 日から翌年 1 月 15 日までは、窒素肥料を施用することが禁止されているのです。罰則を伴う法令ですから、正確な散布記録が求められ、それも単なる散布データだけではなく、散布が正確に行われていることの証明として、散布機械の整備記録なども持っていなければならないのです。

そもそも施肥計画の段階で、圃場ごとに必要な肥料の量を測定することが求められており、正当な理由がある肥料成分とその量だけの投与が許されるのです。機械の整備記録は、正確に肥料を散布することが可能であることの証明になるのです。農場現場の管理としては、肥料などの資材が河川や湖沼などの地表水に流れ込まない距離まで散布が規制されています。そして、このような厳しい規制の見返りとして、補助金が支払われるのです。

農業者への直接支払いの補助金は、法令で規定されたGAP 規準とのクロスコンプライアンスなのですから、窒素成分は 10 アール当たり 17 キロまでというように、あるべき姿の GAP 規範が明確であり、それを実現するための土地利用計画を立てて GAP を実践しています。肥料の管理、機械の管理、圃場の管理を記録に残して「公的機関への証明とする」とい

う GAP 管理は、農業者にとって当然のことになっています。「GAP は農業者が守るべき最低限のマナーである」といわれていますが、法令遵守ですから、正に当然のことなのです。

日本で作られている多くの「GAP 規準」は、欧州において商用の認証制度として普及した GLOBALGAP などの規準を参考に作られていますから、そこで根拠とされる GAP 規範の原点は EU の法令に基づいています。したがって、そこで求められている公的機関からの指導や公的機関への報告などは、日本に存在しないものが多く、日本の農業行為としては意味のないものや無理なものなどが含まれているという矛盾を抱えています。そのために、実際の GAP 認証では単なる形式的なものになっている場合もあります。

ドイツの土壤保全法の中にも硝酸指令が反映されていますが、その名の通り「土作り」が中心です。その中身は、土壤構造の維持・改善を図ること、そのためには土壤の硬化を防止し、土壤の流出を防止することです。輪作体系によって土壤中の生物を維持し、耕地の集約度を下げることで腐植土を保つことなどが規定され、同じく違反者には罰則が科せられます。

日本で農薬取締法が、農業者もその対象になったのは 2003 年からですが、EU では硝酸指令と同じ 1991 年に作物保護指令が出され、これにより環境保全型農業を推進しています。例えば、ドイツでは、植物保護法の中に作物保護指令が取り込まれています。

## EUの規則・指令による共通GAP

EU硝酸指令(676/91)

EU農薬指令(414/91)

環境保全の最低マナーとしてのGAP規準(ドイツの例)

### (1) 肥料条例に基づくGAP規準

厩肥からの窒素肥料散布の上限(170kg/ha)、散布禁止期間(11月15日から1月15日)散布機械が均等に散布でされている証明。

資材が地表水に流れ込まない距離。

圃場ごとの施肥必要量の測定、などが規定され、違反者は罰金。

### (2) 土壤保全法に基づくGAP規準

土壤構造の維持改善。土壤の硬化化防止。土壤流出防止。輪作による土壤中 生物の維持耕地集約度を下げ腐植土を保つ、などが規定され、違反者は罰金。

### (3) 植物保護法に基づくGAP規準

科学的に保証され、実践で適合性と必要性が認められ、公的な助言で推奨され、専門知識がある者が認める植物保護方法を用いることである、として、植物保護の方法は、立地、作物の条件に応じ、使用は必要量とする。可能な限り化学農薬を使用しない。害虫は撲滅しない。公的または専門家の助言を受ける、などが規定され、違反者は、植物保護法により罰則を課す。

そもそも、農薬を使用する農業者は、科学的に安全が保証され、実践的にも適合性と必要性が認められた農薬を、公的機関の助言のもとに使用するよう奨められています。日本で「公的機関の助言」と言えば普及指導員を指すことになるでしょう。EUで「公的機関の助言」といえば、農業技術助言システムによる農業技術指導員のことです。EUでは、こういう専門知識がある者が認めた作物保護の方法を用いることを前提としています。作物保護は、農薬の使用だけではありません。むしろ、如何に農薬を使用しないかに工夫すべきであり、そのために農業技術助言システムがあるととっても良いでしょう。可能な限り化学農薬を使用しないIPMが前提ですから、農薬はその使用の必要性が確認できた場合にのみ使うこととなります。立地や作物の条件に応じて、農薬使用は必要量とし、害虫は「撲滅しない」ことが前提です。これらを公的または専門家の助言を受けて行うことが求められ、違反者には植物保護法により罰則が科されます。

国のあるべき農業の姿として、可能な限り化学農薬を使用しないという方向が打ち出され、そのためのGAP規範として、化学物質の使用を厳しく制限しているのです。なぜそうするのか、どうすれば良いのかなどについて、農業者は、専門家の指導を受けることになっています。指導者の指示に従って実施した結果が、GAP規範に照らしてチェックされることとなります。EUでは、GAP規範によるチェックは、毎年農業者全体の1パーセントについて実施することになっています。

田上隆一



## 《日本農業新聞のGAP記事》の転載（一部加筆）

安定経営を目指し、GAPに関心を寄せる農家が増えている。その仕組みや意義、導入手順について、指導者育成と生産現場への浸透に努めるGAP普及センターの田上隆一氏に解説してもらう（20回連載）。

### 「第10回～第13回」

#### 3 あなたの農業がGAPであるために

##### ⑩ GAPで求められる生産者像

GAPを実践する人は、①法令や規則を守り、②習慣になった悪い癖を止め、③うっかりミスをなくすことに努める生産者である。

①については、農業は自然環境に何らかの負荷を掛けることになるから、生産者は「環境基本法」の理念に従わなければならない。「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」は、これからの農業を方向付ける直接的な法律である。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」は、環境汚

染を具体的に規制している。「農薬取締法」や「肥料取締法」は、「水質汚濁防止法」や「大気汚染防止法」と同じように、環境保全型農業のために重要である。食品取扱者としては、「食品衛生法」や「食品安全基本法」などに従わなければならない。事業者に対しては、「労働基準法」「労働安全衛生法」「消防法」「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」などの規制がある。

②については、「法律や規則を知らなかった」から、「今まではとがめられることが無かった」から、「周りの誰もがやっていること」だから、「いつかは直そうと思っていたのだが」などと、習慣化していた野焼きや、厩堆肥の野積み、余った農薬の不法廃棄、水耕栽培の廃溶液の垂れ流し、保管庫以外での農薬保管など、当然、やってはいけないことは、すぐに止めなければならない。

③については、このような農業での法令違反や悪い癖をそのままにしていると、つい、うっかり失敗をしてしまいがちである。法制化された農薬の使用記録は、誰かに報告するために書くものではない。農業者が、適用作物を間違わないために、次回の使用時に使用回数を間違わないために、収穫の際に収穫前日数を誤らないために、あるいは自分自身の行動を管理するなどのために記録するものである。

#### ⑩GAPは現状の問題を解決するため

前回では、GAPで生産者に求められるものは、法令や規則を守り、習慣になった悪い癖を止め、うっかりミスをなくすことであると言った。しかし、生産者は、適正農業管理（GAP）を組み立ててから農業を始めるわけではない。すでに農業を行っているのであるから、その行為が適正である、即ちGAPであることを明らかにするために、今正に実践している農業管理に問題がないことを証明することである。

つまり、GAPでは、

①まず初めに、「何が問題なのか」を認識することである。生産者自身が確認できなければ、指導者に「これが問題である」と指摘してもらう必要がある。

②問題点を指摘された生産者は、その問題点について、「なぜ問題なのか」を知る必要がある。この時、問題であることの意味や根拠を確認する大元になるものが「GAP規範」である。GAP規範は、関連する「法令や規則」などのほか、実施のための「ガイドライン」や「手引き」などとして明示されているものである。

③その結果、生産者が自分の農業行為が不適正であったことを認識すれば、当然、是正することになる。したがって、「どうすれば良いか」を考えて、実行することがGAPで最も大切なことである。

その際に、是正すべきことが、例えば「農薬保管庫がない」という単純なことなら、すぐにも修正できる。しかし、「殺虫剤・殺菌剤の使い過ぎで土壌の生態系を破壊しており、それを補正するために投入した大量の牛糞堆肥の窒素成分の量を考慮しないで化学肥料を施用した結果、硝酸態窒素による河川や地下水の汚染を引き起こしている」という点を指摘されたとすれば、この問題を是正することは簡単ではない。

GAPの指導者は、GAPの審査員のように、①不適正なポイントと、②その理由を示すだけでなく、③どのようにすれば問題が解決し、適正農業管理（GAP）になるかを指導しなければならない。

### 3 実践のステップ

#### ⑫GAPで押さえる3つの安全

適正農業管理（GAP）の実践のポイントは、農場管理の中で「何が問題なのか」を調査し、「なぜ問題なのか」を知り、「どうすれば良いか」を考えることである。これらを重点的に実施するためには、押さえるべき「3つの安全」がある。これらは、環境と人や動物に配慮する実践でもあり、安全な農産物を安定的に供給し続ける使命を持った農業活動の3大要素でもある。

第一は、生産手段の安全である。当然であるが、農業は生産手段を持たなければできない。それは、農地と土壌、水と水域、種子・種苗や肥料・農薬などの「労働の対象」と、農舎と設備、農業機械、運搬車輛、パソコンなどの「労働の手段」である。これらは、いわば農業を行う上での前提条件であり、これら生産手段の安全を全て確認する必要がある。これらの管理のポイントは「リスク評価」である。

第二は、生産工程の安全である。作物の播種、育苗等から農産物の収穫までの狭義の農業生産工程の管理であり、農作業そのものの安全管理である。それらは、土壌、水、作物への配慮、肥料・農薬の取扱いの安全であり、人や動物への配慮である。これらの配慮のポイントは、環境保全と農産物の安全であり、適正な管理を実施するためには、「正しいGAPの認識」と「日頃の実践トレーニング」が重要であり、実施規則に基づいた計画的な管理が必要である。

第三は、食品としての取扱いの安全である。「農作物」は、収穫した瞬間から「農産物」になる。農産物は消費者に供給する商品としての食品であるから、生産者は食品事業者としての衛生管理が求められる。その内容には、収穫と輸送の安全、選別・調製の安全、保管・取扱いの安全、商品そのものの品質などがあり、これらの管理のポイントは、HACCPの考え方に基づいた重点管理手法である。

#### ⑬ GAPはリスク評価から

GAPで押さえる「3つの安全」の第一は、生産手段の安全、つまり、農地や用水、農舎や農機具、肥料や農薬などの生産手段が、それぞれ適正な状態で管理されているかどうかを確認することである。生産工程である農作業については、どんなに注意深く管理したとしても、前提条件としての生産手段に致命的な問題があれば、適正農業管理（GAP）は不可能になる。

食品衛生法の改正で「ポジティブリスト制」が施行されてすぐに、無農薬で栽培したはずのカボチャから残留基準値を上回るヘプタクロル類(有機塩素系殺虫剤)が検出された。ヘプタクロルは1975年に農薬登録が失効してから使われていない。以前ビートの栽培などで使用されたものが土壌中に残っていたといわれている。

有機塩素系農薬で、同じく1975年に農薬登録が失効したディルドリンが、30年以上経過した今、キュウリなどから検出される事例が度々報告されている。814カ所の土壌を分析した東京都の調査では、約1割の土壌からディルドリンの残留が確認されたということである。

日本には、全国各地に鉛、銅、亜鉛の鉱山や鉱床が数多くある。カドミウムは、鉱山や精錬所など人の活動によって環境中へ排出されたものや、いろいろな要因により河川の底

に蓄積されたものなどが、長年の間に水田土壌に蓄積してきた。日本のコメのカドミウムの基準値は、食品衛生法に基づく食品規格基準として、玄米には、1.0ppm(1kgの中に1.0mg)以上含んではならないと定められている。しかし、世界的には0.4ppmが上限とされており、2009年10月に厚生労働省は、現行の1.0ppm未満から0.4ppm以下とする改正案を取りまとめた。

私達が長年に亘って耕作してきた畑も田んぼも水も、食品を生産する手段として問題が無いかどうかが問われており、改めて確認してみる必要が出てきている。

(編集部)

## 《農水省の動き》

昨年来、農林水産省生産局で「GAPの共通基盤づくりに関する検討会」がもたれていましたが、この3月後半に検討結果の意見募集があり、その結果がホームページで公表されました。また、農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関する検討会の結果が、野菜、米、麦についてのガイドラインとして、平成22年4月21日付けの農林水産省生産局長通知として公表されています。詳細は、農林水産省のホームページでご覧下さい。

(編集部)

## 《新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました》

「食料・農業・農村基本計画」は、農林水産行政の施策の基本理念とその実現を図るための基本事項を定めるもので、食料・農業・農村基本法に基づき概ね5年ごとに見直しがなされています。現行の基本計画は平成17年3月に策定されたもので、昨年1月に、新しい基本計画を策定するよう、食料・農業・農村政策審議会に対して諮問が行われ、これまで同審議会の企画部会において審議が行われてきました。

昨年9月の政権交代後も、引き続き企画部会において審議が続けられ、食料自給率の向上、戸別所得補償制度の導入、農業の6次産業化の推進、食の安全と消費者の信頼確保、食品産業の新たな展開等の論点について議論が行われてきました。そして、本年3月に企画部会において「基本計画(案)」が取りまとめられ、審議会で承認され、3月30日に閣議決定されました。

新たな「食料・農業・農村基本計画」の中の農林水産物・食品に関連する主な事項には、先ず「食の安全と消費者の信頼の確保」「後始末より未然防止」の考え方を基本として、国産農林水産物や食品の安全性を向上させる事項が盛り込まれました。

その方策には「高度な取組み内容を含む共通基盤づくりの推進」としてGAPとHACCPが対象になり、農業生産者と中小企業者が主な対象者になっています。そのポイントは、「低コストで導入できる手法の構築・普及」であり、トレーサビリティでは米穀等以外の飲食料品に対する義務付け等の検討が含まれています。また「輸入食品の検査・監視体制の強化等による輸入食品の安全性の確保」や「加工食品等における原材料の原産地表示の義務付け」を拡大すること、さらには、「リスク評価機関の機能強化」やリスク管理機関を一元化した「食品安全庁の設置」についても検討される予定です。

また「国産農産物を軸とした食と農の結びつきの強化」の方策には、国産農産物の潜在



的需要の掘起しや継続的な消費を喚起する国民運動を起こすこと、食育等を通じて国産農産物の生産と国民の食生活の結びつきを強化すること、直売所の運営・販売力の強化や学校給食における利用を推進すること、外食・中食事業者などの実需者との連携強化による地場農産物の利用拡大を推進することなどが含まれています。

さらに「食品産業の持続的な発展と新たな展開」の方策には、フードチェーンにおける事業者間の連携した取組みの推進や国内市場の活性化、海外展開による事業基盤の強化等に取り組むことが含まれ、食品産業全体の将来展望や課題への対応方向を明らかにする方針を策定することになっています。

(編集部)

## (用語解説-7-) 『POPs』 (ポップス)

今回のGAPシンポジウムの與語先生の講演の中で、聞きなれない言葉、あるいは誤解しやすい言葉として「ポップス (POPs)」という用語が出てきました。そこで、少しポップスについて解説をしておきます。

POPsは、Persistent Organic Pollutantsの略であり、日本語ではその意味から「残留性有機汚染物質」という用語になっています。ポップスは、そもそも有害な有機汚染物質ですから、その製造や使用が国際的に禁止または制限されており、ポップスの制限を定めたストックホルム条約(通称POPs条約)により12の物質が指定され、2009年5月には新たに8つの物質が指定され、現在、合計20の物質が指定されています。

ポップスと既存の農薬との共通点は、ともに有機合成化学物質であり、ポップスの多くが農薬として使われており、使用される農耕地以外の場所で、無用のものであり、単なる有害物質であるということです。ポップスの農薬との違いは、ポップスが環境の中で難分解性であること、長距離の移動性があること、生物濃縮を受け易いこと、そして強い毒性をもっていることなどです。

(食讚人)

## 《(一社) 日本生産者 GAP 協会利用会員からの質問》

**【質問】**：地方自治体で GAP 条例を制定したいのですが。

先日は、お忙しいなか講演していただき、ありがとうございました。県議会議員はもとより、職員も大変参考になったと喜んでおります。講演の後、職員と GAP 規範条例の策定について協議をいたしました。必要性の認識については、双方とも同様ではありますが、いざ「条例」ということで「規範」を文章に落とそうとすると、イメージというか、全体の形が見えてきません。そこで大変恐縮ですが、この件について「条例」としてどの様な内容をどの様に列記していくのかについて、何かアドバイスや参考となる物を頂けないでしょうか。

**【回答】**：地域農業のあるべき姿を求めて

私自身は地方自治法などを良く理解しておりませんので、条例の制定についての適切なアドバイスはできませんが、GAP 規範の中身につきましては、ただ今、日本版 GAP 規範(暫定版)の構築に取り組んでおりますので、少しコメントさせていただきます。

以下に、GAP 規範で必要と思われる項目を並べてみましたので参考にして下さい。

-----  
**地域版「適正農業規範」**

**はじめに**

地域農業が目指すもの、適正農業規範の利用と効果、適正農業規範で示される理念  
地域の食料・農業・環境問題における行政の位置付けと役割

**環境汚染の発生源と影響**

農業に係る環境保全と食品安全、農業政策と環境政策、補助金とコンプライアンス

**土壌肥沃度と植物養分**

窒素とリンの管理、水田土壌における肥沃度管理、畑土壌における肥沃度管理

その他の土壌汚染の防止とその管理

**農業生産に係る管理**

土壌管理計画、作物保護管理計画、施設等とその総合管理

肥料の保管と取扱い、農薬の保管と取扱い

燃料の保管、畜舎とその管理、家畜ふん尿の管理、農業機械の保管と取扱い

**圃場等の作業**

水田作・畑作の農業生産工程管理、温室栽培・水耕栽培の農業生産工程管理

その他の重要作物の農業生産工程管理、家畜飼養の農業生産工程管理

**廃棄物の取扱い**

**農場への水供給と水管理**

**農産物の食品衛生管理**

**労働衛生と作業福祉**

**関連資料一覧**

-----  
詳細についてはお問合せ下さい。また、4月22～23日に東京大学で開催した「GAP シンポジウム」で資料として配布しました「イングランド GAP 規範」は、大いに参考になるものと思います。

このEU並びにイギリスのGAP規範を参考に「日本版GAP規範」を構築する作業がはじまっています。この秋には暫定版を出す予定であります。その版は、日本農業としての共通項目ですから、これに地域農業の実状や主張を盛り込むことで、地域のGAP規範を作ることができると思います。

なお、GAP規範条例ではありませんが、その背景や考え方および内容が似ている条例や条例の計画などがあります。滋賀県の「環境こだわり農業推進条例」や「食の安全安心条例要綱案」などです。GAP条例は、これら2つを合わせたような、より現実的な実効ある条例になるものと思われます。

皆様の取組みは世界の趨勢です。これまで日本は、工業立国として立派な国際的地位を占めてきましたが、21世紀になって世界の人々の価値観が大きく変わり、社会構造も産業構造も大転換を迫られています。中でも、地球環境との関わりの中で、水や食や農が世界の戦略的課題になっています。島国日本では存続できない状況を、その島国日本の地方から具体的な対策として発進し、日本全体を変えていくことが必要かもしれません。皆様の一層のご活躍を祈念申し上げます。

田上隆一

### 《理事会・委員会便り》

去る4月22日の当協会主催のGAP導入シンポジウムの開催期間を利用して第1回の理事会及び総会が開催されました。その概要をお伝えします。

理事会では以下のように決定されました。

1. 平成22年度の事業計画及び予算が承認されました。
2. 新しい理事として小池氏（長野県農政部）、山田氏（元福井県農林水産部技幹）の2名が承認されました。これで理事は8名になりました。
3. 定款第44条の規定に基づく「基金取扱い規定」及びこれに基づく拠出基金が提案通り承認されました。
4. 定款第54条の規定に基づく「委員会設置運用規則」及びこれに基づく5種の委員会の設置が提案通り承認されました。
5. 「旅費規則」が提案通り承認されました。

引き続き開催された社員総会では、1～3の項目について提案通り承認されました。

5月初めに開催されました第2回理事会で、「電磁的方法による理事会開催に係る規定」（通称「バーチャル理事会規定」）が承認されました。

---

## 《広告》 GAPのために、今注目のLED球に換えませんか

**農業現場でのLED球は、是非日本製の球で、ご用命は是非GAP普及センターまで**

今ブームになっているLED球は、農業現場でも非常に有用です。先ず球の破損がなく、消費電力が極めて少なく省エネであることや、非常に長もちするので交換の経費がかからないこと、夏場には光に虫が寄って来ないことなど、数多くの優れた点があります。

その優れた特徴は、前号に挙げてありますので、是非参考にして検討してみてください。お問合せ、ご用命は、(株)AGICの山藤まで!!!

---

### 【編集後記】

(一社)日本生産者GAP協会ができて早くも4ヵ月が経とうとしています。たくさんの委員会ができて、一斉に活動が始まっています。各委員会の委員には農業の「実践と研究」の第一線で活躍されているそうそうたる方々が名を連ねています。これからの協会の大きな発展を期待します。

今回のニュースは、当協会の概要紹介と、GAPシンポジウムの概要紹介と次回の予告で誌面の半分近くを占めています。次回のGAPシンポジウムには、更に多くの方々が参加され、本物のGAPの理解が深まればと、これも大いに期待しているところです。

今回初めて20ページを超えました。会員の皆様からの質問に応え、理事会や委員会の検討内容も載せ、充実した誌面を作っていきたいと思っていますので、宜しく願いいたします。

田上理事長の講演で、「日本はいつも、何かがあると、慌てて欧米の社会をモデルにして法律やルールなどの社会システムを作ってきた」と指摘されました。明治維新後も、戦後もたくさんの思い当たる節があります。そして現在も、イギリスをモデルにした二大政党

制やマニフェスト政治、クリーンな政治が早くも問われる事態になっています。

日本で食品安全が問われたときに、国は食の安全を前面に出して GAP を導入し、GAP を強力に普及しています。GAP の推進は非常に重要ですが、農水省は先のガイドラインで、農業生産工程管理（GAP）は「食品安全に関して優先的にリスク管理を行うべき危害要因を選定し、科学的知見に基づき、必要に応じその危害要因ごとにリスクを低減するための指針策定に取り組んだ」ものであると説明しています。

西尾道徳先生は、今回の GAP シンポジウムで「日本の環境汚染は深刻で、硝酸態窒素によるブルーベリーの発生も確認されている」と話されました。茨城県の保健福祉部では、「県内 3,300 ヲ所の井戸水を検査した結果、大腸菌と硝酸態窒素で 41.4%が水質基準に適合せず、飲用に適さない」とし、原因は「家庭からの生活排水と農業からの有害物質など」による汚染であるとしています。そして「安心な水道に加入しましょう」というパンフレットを作って広報をしています。

世界的に環境問題が問われているこの時代に、GAP の本当の狙いと意義を的確に捉えて普及していくことが重要になっていることを実感します。

(食讚人)

**【目指す GAP の理念】適切な農業管理（GAP）は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。**

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会慣行・気候風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する日本版「適正農業規範」（Code of Good Agricultural Practices）とそれを評価する物差しである「適正農業規準」が不可欠です。

（一社）日本生産者 GAP 協会はこれらを実践し、日本の GAP を実現させていきます。

## 《GAP シリーズ》

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍  
3部作です。定価（本体 1,900 円＋税）

GAP シリーズ 1



GAP シリーズ 2



GAP シリーズ 3



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。  
隔月（1月 3月 5月 7月 9月 11月）の発行です。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の  
正会員・利用会員の皆様には無料で配信されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円                      団体会費：20,000 円

利用会員    個人会費：10,000 円                      団体会費：20,000 円

賛助会員    賛助会費：1 口 30,000 円（1 口以上）

協会の会員は、会員価格でのシンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。

(株)AGIC の GAP 普及部は、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを提供しております。

これまでの GAP 普及センターの「GAP ユーザーの会」会員は、新たに「一般社団法人日本生産者 GAP 協会」の利用会員になりますので、今までと同じサービスを引き続き受けることができます。

《会員の皆様の自由投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

### 《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「農産物の安全性を確保して消費者を守り、持続的農業生産により自然環境を保全し、併せて生産者自身の健康を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会の各委員会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーの開催事務局を担うとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP の振興を担っていきます。

また、(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員などへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。「GAP についてのお問合せ」、「GAP 指導者養成講座」の申込みは、

(株)AGIC GAP 普及部（GAP 普及センター） ☎：029-856-0236    Fax：029-856-0024

E-mail：office@agic.ne.jp    URL：http://www.agic.ne.jp/



一般社団法人日本生産者 GAP 協会

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 (株)AGIC 内

☎：029-861-4900    Fax：029-856-0024

E-mail：mj@fagap.or.jp    URL：http://www.fagap.or.jp/